

平成29年 第10回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年9月26日（火）午後1時30分から午後2時28分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (12人)

会長	16番	杉山 忠
委員	1番	森下憲一
委員	3番	遠藤 宏
委員	5番	新井 勉
委員	6番	立川勝美
委員	7番	松本信行
委員	8番	島田俊行
委員	9番	立川久恵
委員	10番	本島光雄
委員	12番	志賀喜一
委員	13番	相場重雄
委員	15番	小堀和彦

4. 欠席委員 (4人)

委員	2番	川上美由紀
委員	4番	澁江修身
委員	11番	谷 正雄
委員	14番	島田一男

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号、報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号について

議題第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議題第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下げについて

議題第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議題第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議題第5号 非農地証明願について

議題第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 土澤正道

参事 向田一夫

農地調整係 係長 金子裕美

主査 飯塚康夫

主事 桑子豪敏

主事補 上野川拓朗

## 7. 会議の概要

事務局長

ただいまから、平成29年第10回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長

開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長

はい、事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、12名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は議席番号2番 川上美由紀委員、議席番号4番 澁江修身委員、議席番号11番 谷 正雄委員、議席番号14番 島田一男委員の4名でございます。

議 長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は12名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日は、農地利用最適化推進委員8名の方に傍聴していただいております。

ただいまから、平成29年第10回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号3番 遠藤 宏委員、議席番号13番 相場重雄委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、上野川拓朗主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号、報告第2号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成29年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりで

あります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成29年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第6号まででございます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成29年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条472番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、コンバイン1台、トラクター1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当いたしません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当いたしません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思わ

れます。

次に3条473番 契約内容は売買による所有権の移転。対価は1筆で〇〇円です。申請地までの距離は0.4km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、耕運機2台、草刈機2台、を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は370日です。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当いたしません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当いたしません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番  
立川勝美委員

よろしいでしょうか。3条473番の件ですが、農機具の所有状況ですが、自作地に対して耕運機2台と草刈機2台しか持っていませんが、耕作しているのでしょうか。

事務局

はい、受人の所有の農地を事前に事務局が調べましたところ、果樹を中心に営農しておりますので、お持ちの農機具で十分かと思われます。

議 長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下げについて」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下げについて、次のとおり許可申請の取下げ願いがありましたので、意見を求めます。

平成29年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、願いのとおりに取り下げることにについて賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号については、願いのとおりに取り下げることに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。  
平成29年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件につきましては、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

4条99番について報告します。  
本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。  
まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「畑」、南は「畑・宅地」、北は「畑」です。排水計画は「雨水のみ敷地内浸透」です。  
次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。  
立地基準は、農地法第4条第6項第2号「周辺の土地に立地することが

できない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。4条100番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「県道幅員6m」、南は「宅地」、北は「畑」です。排水計画は「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第4条第6項第2号「周辺の土地に立地することができない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

議長

す。以上です。  
ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会か



らの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成29年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いします。

調査班

5条520番について報告いたします。

本申請は、変電所用地として使用するため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「認定外道路幅員3m」、西は「雑種地」、南は「田」、北は「認定外道路幅員3m」です。排水計画は「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に、「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「周辺の土地に立地することができない場合」に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条521番について報告します。

本申請は、資材置場として使用するため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「県道幅員14m」、西は「市道幅員7m」、南は「宅地」、北は「県道幅員14m」です。

排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に、「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「周辺の土地に立地することができない場合」に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条522番について報告します。

本申請は、一般住宅建築のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「畑」、南は「宅地」、北は「市道幅員6m」です。排水計画は「合併浄化槽で処理後、市道側溝へ接続。雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条523番について報告します。

本申請は、一般住宅建築のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「畑」、南は「宅地」、北は「市道幅員6m」です。排水計画は「合併浄化槽で処理後、市道側溝へ接続。雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条524番について報告します。

本申請は、農家住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「用悪水路」、西は「用悪水路」、南は「田」、北は「田」です。排水計画は「合併浄化槽で処理後、浸透槽へ接続。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が「農家住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。

一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより、議案第4号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令と調整のうえ、申請のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第5号「非農地証明願について」を議題といたします。事務

局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成29年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号について、調査班、お願いします。

調査班

非農地361番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の西と南に畑がありますが、営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより、議案第5号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号については、願いのとおりに証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号は願いのとおりに証明することに決定いたしました。

ここで、議案第6号で議事参与の制限に私が関係いたしますので、議長を森下憲一会長職務代理者と交代いたします。

(議長交代)

臨時議長

会長職務代理者の森下です。議案第6号について、杉山会長に代わって議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案第6号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第6号を説明させます。

事務局

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成29年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

臨時議長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第6号 2. 所有権移転関係の6番について、議席番号16番 杉山 忠委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承をお願いいたします。

議案第6号 2. 所有権移転関係の6番について審議いたします。杉山忠委員の退室をお願いします。

(杉山 忠委員 退室 14:24)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第6号 2. 所有権移転関係の6番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号 2. 所有権移転関係の6番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。杉山 忠委員の入室をお願いします。

(杉山 忠委員 入室 14:25)

続きまして、議案第6号 2. 所有権移転関係の6番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第6号 2. 所有権移転関係の6番以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号 2. 所有権移転関係の6番以外の案件は、計画のとおり承認することに決定いたしました。

議案第6号が終了いたしましたので、ここで議長を杉山 忠会長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

(議長交代)

議 長

さて、お手元にお配りいたしました「常設審議委員会議案」をご覧ください。第9回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得ましたので、他法令との調整のうえ、会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。平成29年第10回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時28分閉会